

大田区災害用備蓄包括管理業務委託公募型プロポーザル 質問に対する回答

No.	質問内容	回答
1	業務実績報告書【様式3】に、自治体に対する平 時の備蓄品管理業務（備蓄品の棚卸・点検や 引越、倉庫管理）も実績として記載できますか？	可能です。様式の記載に誤りがあったため、2/25に HP上で公開している様式を修正しました。
2	業務内容の項目（9）備蓄物資の外部保管業 務に、災害発生時に協定に基づき区指定場所 に物資を配送する。とあるが、現時点で貴区と協定 が無い場合、受託後に結ぶと考えて良いか？ 協 定を締結済みでなくとも応募できますか？	協定を締結済みでなくとも応募は可能です。本区 と災害時協力協定を締結していない事業者に委 託する場合は、事業者決定後、災害時の物資輸 送に関する協定の締結に向けた協議を進めさせ ていただきます。
3	整理に要するパレット・棚は支給いただけますか？	既に区で保有している（各備蓄倉庫で使用してい る）パレット・棚については活用いただけます。た だし、業務の中で追加で必要になった場合は、受託 者に用意いただきます。
4	（8）台帳管理業務において、受託者が直接、 物資調達・輸送調整等支援システム及び大田区 総合防災情報システムにログインして更新作業す ることはできますか？	物資調達・輸送調整等支援システムについては、 受託者が直接ログインして作業することが可能で す。 一方、大田区総合防災情報システムについては、 受託者が直接ログインして備蓄情報を更新するこ とは想定していません。そのため、備蓄情報を更新 するには、各倉庫の備蓄データを指定の様式 （csv）で区に提出いただき、システムへの反映は 区が行う想定です。
5	配送や運搬に係る業務の一部を外部の業者に再 委託することは認められますか？	可能です。
6	仕様書4 業務内容（2）において「使用期限が 近付き入替対象となった物品については、業務 （7）に基づき倉庫から搬出し区指定場所に輸 送するか、廃棄・フードバンクへの寄付等を行う。」と ございますが、廃棄になった場合の廃棄先及び廃棄 作業や、フードバンクへの寄付となった場合の寄付 先は受託者側で手配が必要となりますか。 それとも、受託者の業務範囲は、廃棄先及び寄付 先への輸送のみとなりますか。 受託者の業務範囲についてご教示いただきたく存じ ます。	<p>【廃棄】 受託者が廃棄予定の物品の廃棄作業を行う資格 を所持し、受託者自身が廃棄業務を行える場合 は、受託者が廃棄物品の輸送から廃棄作業まで を一括で行う想定です。一方、資格等の関係上 受託者自身で廃棄業務を行えない場合は、区と 協議の上、受託者は廃棄先への輸送のみとする、 または廃棄物処理業者への再委託を行う等の対 応を想定しています。</p> <p>【寄付】 受託者から寄付先を提案していただき、当該寄付 先に寄付を行うと区が判断した場合は、寄付先と の調整及び輸送を行っていただく想定です。</p>